平成２６年（フ）第２８０号
埼玉県志木市中宗岡１丁目10番８―104号
債務者　太田　愛美
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１３９号
埼玉県越谷市南越谷１丁目３番22号
債務者　井口　雅博
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１４０号
埼玉県越谷市南越谷１丁目３番22号
債務者　井口　由后（旧姓三戸）
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１４２号
埼玉県草加市高砂１丁目12番３―503号
債務者　大淵　達朗
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第９１号
埼玉県行田市富士見町２丁目14番地28
債務者　脇田　浩美（旧姓中里）
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第６３６号
神奈川県伊勢原市東大竹２丁目20番地の19
債務者　赤松　京子
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第４３号
神奈川県厚木市山際198番地７
債務者　水村　永悟（旧姓岩崎）
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１０７８号
大阪市東住吉区鷹合４丁目12番２号フォレストゲート長居公園106号
債務者　谷　　重三
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８３号
東京都国分寺市西恋ヶ窪３丁目６番地14東京ビル14Ｃ―101
債務者　荒木　　優
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月５日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５９１号
川崎市幸区小倉５丁目21番６号
債務者　須崎　真樹
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５９６号
川崎市宮前区野川2245番地　県営住宅６―408
債務者　ラハマン　ハビブール
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第６０３号
川崎市川崎区大島１丁目20番８号　サンビレイ31―202Ｆ
債務者　三浦　淳子（旧姓川満）
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第６２号
川崎市中原区上丸子天神町340番地
債務者　都倉　　進
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第６３号
川崎市中原区上丸子天神町340番地
債務者　都倉　君代
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第６９号
川崎市高津区蟹ケ谷313番地92
債務者　齋藤　秀憲
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第７１号
川崎市中原区井田中ノ町33番14号
債務者　吉岡　照倖
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係